

鹿角市市税条例等施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 1 5 日

鹿角市長 笹 本 真 司

鹿角市規則第 3 1 号

鹿角市市税条例等施行規則の一部を改正する規則

鹿角市市税条例等施行規則（昭和50年鹿角市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。
第53号様式を次のように改める。

第53号様式

年度 国民健康保険税 納税通知書

納税義務者		
生年月日		性別
住所		

金融機関名			
□座種別	振替区分		□座番号
□座名義人			

年度 国民健康保険税の算定明細				被保険者番号		通知書番号			
医 療 分			支 援 金 分		介 護 分		子 ど も 分		
区	課税標準額	税 率	税額(円)	課税標準額	税 率	税額(円)	課税標準額	税 率	税額(円)
所得制額	円 × %			円 × %			円 × %		
資産制額	円 × %			円 × %			円 × %		
均等制額	円			円			円		
平等制額									
合計(A)									
軽減額	軽減区分		軽減区分		軽減区分		軽減区分		
	所得制額	円	所得制額	円	所得制額	円	所得制額	円	
	均等制額	円	均等制額	円	均等制額	円	均等制額	円	
	平等制額	円	平等制額	円	平等制額	円	平等制額	円	
	軽減額計(B)	円	軽減額計(B)	円	軽減額計(B)	円	軽減額計(B)	円	
年度超過額(C)		円		円		円		円	
増減調整額(D)		円		円		円		円	
条例制免除額(E)		円		円		円		円	
減免額(F)		円		円		円		円	
年 税 額	①		②		③		④		
(A - B - C + D - E - F)		円		円		円		円	
徴 収 方 法				年 税 額					
特別徴収義務者				(① + ② + ③ + ④)					
特別徴収対象年金									
特別徴収対象年金額				円					

[illegible]

※来年度分仮徴収について
2月の特別徴収額が、来年度の4月・6月・8月も
年金から仮徴収されます。

国民健康保険税について

納税義務者

地方税法第703条の4及び鹿角市国民健康保険条例第2条の規定によって、国民健康保険の被保険者のいる世帯の世帯主（擬制世帯主*を含む）に課税されます。

*擬制世帯主…国民健康保険の被保険者でない世帯主

★ 納付方法

● 納付書で納付される方

① 窓口納付

次の納付場所で納付してください。

○鹿角市役所本庁、各支所及び市民サービス窓口 ○秋田銀行 ○北都銀行 ○東北銀行 ○北日本銀行 ○東北労働金庫
○秋田県信用組合 ○かづの農業協同組合 ○ゆうちょ銀行・郵便局（東北6県区域内） ○指定コンビニエンスストア等
○全国の地方税統一QRコード対応金融機関

② 電子決済

○地方税お支払いサイト（クレジットカード、スマートフォン決済アプリ）

※決済手数料が発生する場合があります。

● 口座振替の方

指定された口座から、納期限の日に、振替納付となります。

※世帯主が変わったなどの理由で、納税義務者が変更になると、口座振替にならない場合があります。

※口座振替を希望される場合は、ご利用になる上記金融機関またはゆうちょ銀行に市税口座振替依頼書を提出いただくほか、インターネットからも手続きができます。（市税口座振替依頼書は、各金融機関の市内本支店に備え付けてあります。）

● 特別徴収（年金からの天引き）の方

以下の条件を全て満たしている方は、国民健康保険税を年金から差し引くことになります。特別徴収対象以外の方は、普通徴収（納付書または口座振替による納付）となります。

○世帯主が加入している ○世帯主が今年度中に75歳にならない ○国保加入者が全員65歳以上75歳未満である

○世帯主が年金を年額18万円以上受給している ○介護保険料と国保税の合算額が、受給額の1/2を超えない ○介護保険料が特別徴収されている。

※今年度、新たに特別徴収の対象となる要件を満たした方は、10月支払年金から特別徴収が開始されます。（7・8・9月は普通徴収による納付。）

※翌年度の4・6・8月は、前年度の2月の特別徴収税額と同額を特別徴収（仮徴収）します（通知は送付しません）。本徴収（仮徴収以外）税額は7月本算定時に確定します。年税額から仮徴収税額を差し引いた額を本徴収の納期に振り分けます。（仮徴収税額が年税額より多かった場合、還付されます。）また、今年度75歳になられる方は、普通徴収に切り替わります。（仮徴収は行われません。）

※年度の途中で税額が変更になった場合、普通徴収に切り替わったり、特別徴収と普通徴収が同時に行われる場合があります。

★ 国民健康保険税の納付方法の変更申請について

以下の要件をすべて満たしている方に限り、特別徴収（年金からの天引き）から普通徴収（口座振替）へ変更する事ができます。変更を希望される方は、税務課課税班へ申請してください。申請日の2～4ヶ月後の年金支給分から、納付方法を変更させていただきます。

○過去2年間において国民健康保険税の未納がない方

○今後の納付方法を口座振替にされる方

※普通徴収に変更後、税を滞納した等、市が要件を満たさないと判断した場合、納付方法が特別徴収に変更されることがあります。

★ 審査請求について

① この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鹿角市長に対して審査請求をすることができます。

② 処分の取消しの訴えについては、上記①の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鹿角市を被告として（訴訟において鹿角市を代表する者は鹿角市長となります）、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

③ ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

★ 納付が困難な場合

納期限内の納付が困難な場合、税務課課税班（電話 0186-30-0215）へご相談ください。

★ 納期限までに納付しなかった場合

① 延滞金…納期限までに税金を完納されないうときは、次の割合により計算した延滞金額（100円未満の端数があるときは、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）が加算されます。

(1) 納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間…年7.3%（各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1%の割合を加算した割合をいう。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年内においては、当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（年7.3%の割合が上限））

(2) 納期限の翌日から1か月を経過した日以後の期間…14.6%（当該延滞金特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年内においては、当該特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合）

② 滞納処分…督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに、この税金にかかる徴収金を完納しないときは、滞納処分を受けることがあります。

★ 減免制度

申請により、特別の事情等があると認められる場合に限り、減免を受けることができます。減免対象は、納期未到来の税額についてのみです。申請は、納期限の7日前までです。

★ 国民健康保険税のお問い合わせは

資格について：鹿角市役所 市民課 国民医療班 電話0186-30-0222

課税について：鹿角市役所 税務課 課税班 電話0186-30-0213

附 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する